

vol.46-2 (通算515号)

2016年5月号

やどかり

2016年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

障害者総合支援法、施行3年後の見直し 国会での徹底審議を

2016年3月1日、障害者総合支援法改正案(以下、総合支援法案)が閣議決定され、国会に上程された。4月27日に衆議院での審議入りとなり、この法案が可決されれば、2018年4月に施行されることとなる。

総合支援法の見直しは、附則第3条に掲げられている「施行後3年を目途とした見直し事項」に基づき行われた。多くの障害のある人、家族、関係者は、2010年に交わした障害者自立支援法違憲訴訟団と国(厚生労働省)との「基本合意」や2011年に障がい者制度改革推進会議でまとめられた「骨格提言」、2014年に批准した「障害者権利条約」を反映させるものになることを期待し、見守ってきた。しかし、社会保障審議会障害者部会で昨年12月にまとめられた報告書では、「障害福祉制度と介護保険制度との関係や長期的な財源確保の方策を含めた今後の在り方を見据えた議論を行うべき」とし、65歳以上の介護保険優先原則について「維持することは一定の合理性がある」など、介護保険統合に理解を示した。これは、多くの人たちの期待を裏切る内容であった。

また、厚生労働省の中では、「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」で、障害と高齢だけでなく、子どもや生活困窮者を含めた全世代・全対象に総合的に支援を提供する仕組みの検討が始まっている。障害・高齢・児童等の支援の専門性が

どう担保されるのか、背景に財源論があるだけに、これからの進み方を注意深く見ていかなければならない。

総合支援法案では、新しい事業として、入所施設やグループホームから1人暮らしに移る人たちを支える「自立生活援助」と就労移行支援事業から一般就労した人の職場定着を支援する「就労定着支援」が提案されている。これらの事業が出された背景には、部会の議論の中で、「国の財政を立て直すために支出を減らすこと」を求められたことが影響している。グループホームの利用対象者を見直し、軽度者をサービスから外していくこと、就労継続支援B型事業を希望する場合の就労アセスメントの対象者を拡大し、入口のハードルを上げて利用者を絞り込むこと等、障害支援区分がない、非該当でも利用できる場合の見直しを進めることが意図されている。そして今、利用抑制の仕組みを強化することになる。障害のある人の暮らしが、いのちが、国の財政削減の道具として利用されかねない。

総合支援法案は多くの項目が政省令に委ねられている。法律の本質や具体的内容は理解しにくいものとなっており、今後の国会審議で明らかにされることが重要だ。「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」障害のある人の暮らしを守るために、多くの人と手を結び、運動を進めていきたい。